

日本 の 対 ソ 終 戦 外 交

斎 藤 治 子

はじめに

太平洋戦争の末期、日本がいくつかの和平工作を試みたことは周知の事実である。なかでも、元駐日公使バッゲを通じて、中立国スウェーデンの仲介をとりつけようとした工作、交戦国アメリカと直接講和をはからうとしたダレス機関との接触、中国の重慶に拠点をおく国民政府とつながりのある繆斌の利用、などが、その著名なものである。だが、それらは政府や軍の特定の推進者によって行われ、政策決定の最高機関の合意を得ることなく、短命に終わった。

これに対してもう一つの、ソ連を仲介とする工作は、公式の外交ルートを通じて、数次にわたり、最終的に天皇の積極的な支持の下にすすめられたという点で、他の諸工作とはレベルを異にするものだった。中立国ソ連を通じての講和の模索は、ドイツ降

伏後、孤立した日本にとって、無条件降伏を避け得る、唯一の可能性として、追求されたのである。⁽¹⁾

この事実経過については、これまで公開された資料によつて、ほぼ明らかにされている。また、それらの資料に依拠した研究もなされてきた。⁽²⁾ だが、それらの多くは、ソ連側の資料の不足によるが、実現不可能な目的を追い続けた日本の対ソ外交の無益性が前面に出されており、それぞれの段階での交渉の意図、目的、得失について分析されているとは云い難い。

筆者は、一九七八九年に、戦時期に駐ソ日本大使館に勤務していた参事官、書記官、陸海軍武官、通訳官と、同盟通信記者とのインタビューを行つたが、彼らの話から、日本の対ソ和平工作は、比較的早い時期に検討されていることが判明した。本稿は、現地外交官のソ連及び戦争一般情勢に対する認識が、本国政府の楽観論を崩す契機となりながら、戦争終結を早めることができなかつた要因を考察するものである。それは、原子爆弾の投下によ

る人類史的な犠牲と、日ソ戦がもたらした日本とソ連の両国民への負担の重さを考えるとき、今日なお、追求されねばならない課題である。筆者は、そのような問題関心から、対ソ和平工作の動きがあつた三つの時期をとりあげ、その目的と効果を分析していきたい。

そのためには、日米開戦以来の対ソ外交の基本路線を、おさえおく必要がある。それは、一九四二年一月十日の大本営政府連絡会議の決定『情勢ノ進展ニ伴フ当面ノ施策ニ關スル件』で規定されている「日ソ間ノ静謐ヲ保持スルト共ニソ連ト米英トノ連鎖ノ強化ヲ阻止シ、ナシ得レバコレヲ離間スルニ努ム⁽⁵⁾」という方針である。この、日ソ戦の防止と連合国との離間政策は、一九四五年八月九日のソ連参戦まで、日本の対ソ外交を貫く二つの柱であった。それまでは、ヨーロッパ戦開始後、四一年四月に日ソ中立条約を調印しながら、ドイツが六月にソ連に侵攻するや、「独ソ」戦争ノ推移、帝国ノ為メ有利ニ進展セバ、武力ヲ行使シテ北方問題ヲ解決シ……⁽⁶⁾』という対ソ強硬策を打ち出す、という矛盾した方針をとっていた。しかし、日米交渉が坐礁してから、後者が退ぞき、前者の宥和政策が浮上してきた。そして日米開戦は、この方向を決定づけたのである。

この方針に沿つて、四二年三月、駐ソ日本大使館の人事が改変された。まず、東郷外相は、軍人でとかくの噂のある建川美次大使をおろし、かつて在ソ代理大使を務め、わずか二ヶ月ながら外相の地位にもあつた（三七年）佐藤尚武をその後任とした。佐藤は、ロシア語を自由に話しただけでなく、外相時代に「ソビエト⁽⁹⁾

とは武力衝突を避け、平和関係を維持する⁽¹⁰⁾」ことを主張していた人で、大使を受けたときも、「北方だけはなんとかして静謐⁽¹¹⁾を保持せねばならぬ……中立条約一点張りでいかねばならぬ」という心構えであつた。

佐藤は就任に際して、以前アジア局で中国担当の課長をしていた守島伍郎を公使として推薦し、同行した。これは、守島が中国問題に通じており、「ソ連外交は中国問題という佐藤の認識があつた⁽¹²⁾」からである。すなわち、初期の対ソ外交の課題は、ソ連の中国への援助（国民政府と中国共産党への）を断つことであつた。そのために、対ソ親善関係を強化することが日本政府のねらいだつた。だから東郷は、四二年夏のドイツ軍によるウクライナ占領拡大に乗じて、対ソ戦を進言する駐独大島大使を制して、むしろ日本の仲介による独ソ講和の基礎がためを佐藤に促していだ。ドイツ軍優勢の中ですすめられたこの方針は、四二年九月、大東亜省を設置した東條首相に反対して辞任するときまで続いた。中立以上の対ソ連携を目指して考へられた独ソ講和は、独ソ双方を誘引しうる条件はなく、日本の思いこみに終わった。

しかし、独ソ軍事情勢の変化によって、ソ連との協調政策は、和平工作への第一歩となつて表出したのである。

一、ソ連のスターリングラード戦勝利と、和平工作の萌芽

四二年のドイツ軍の夏季攻勢は、ウクライナをまたたく間に席巻し、八月末にはスターリングラード（現在ボルゴグラード）を

包囲した。しかし、その勢いもそこでとまり、ソ連側の防衛はなく、逆に、十一月のボルガの結氷期を利用した、ソ連軍の補給の確保により、ドイツ軍は逆包囲された。また、ザカフカーズ方面でも、ドイツ軍は大油田を獲得できず、わずかに小油田の若干を奪つたにすぎない。

こうした軍事状況の変化について、佐藤大使は、谷外相にしばしば報告を送っていたが、東京からはほとんど反応がなかつた。そこで佐藤は、四三年一月末、守島公使を帰国させ、次のような伝言をもたせた。

「〔昭和〕一六年六月以来の独ソ戦、殊にスターリングラード逆包囲など、世界の他の方面とも考量するに、今後独軍がソ連軍を徹底的に覆滅する可能性は完全に喪失したと認む。」ソ連の対日態度は当分中立条約尊重の方針に変りなきものと推定せるも、今後の対独戦の好転に伴なひ、いかなる変化を來すや知らず。日ソ関係の平靜化で政府・軍・主脳部は確立しているが、各省両統帥部の末梢部分には必ずしも徹底していいない疑いあり。万一ソ連との間に不祥事態が発生せば、由々しき事態になるので、督励を要す。」（傍点筆者）

ここで、すでに佐藤が独ソ戦の将来を見抜いていることに注目したい。事実、このスターリングラード戦は、第二次世界大戦の分水嶺となり、ソ連の勝利は、四二年末の北アフリカ戦線での英米連合軍の勝利と相まって、枢軸側に後退を余儀なくさせたのである。ただ、佐藤の伝言には、対ソ関係の現状維持以上の具体的な策はなかつた。しかし、二月末の守島帰国後に追つて発信した

谷外相あての電文には、具体的な建議が示されていた。すなわち、「一、ソ連の年来の希望たる北樺太石油利権の返還に応ずると共に、漁業条約締結の件……を相当譲歩して妥結し、二、この機会に出来るならば中立条約の再確認——たとえば、ソ連は東シベリヤに米英の基地をつくらない、日本も東亜に独伊の基地をつくらない、という協定をする」⁽¹⁴⁾

というものだつた。漁業条約は、日独防共協定に抗議してソ連が、一九三五年、長期条約を拒否して以降、一年期限の契約が更新されていた。一方、北樺太の利権の返還を、ソ連は松岡書簡を盾にとつて要求していたが、日本は回答をひきのばしていた。それをいま、相互の希望を実現しよう、というのが佐藤の提案である。しかし、ソ連の対独戦好転の有利な条件では、日本はかなりの譲歩を覚悟しなければならないことを予想していた。

この佐藤案を、守島は、東條首相、谷外相、重光新外相（四三年四月二〇日就任）、木戸幸一内府らに訴えてまわつた。はじめは、対独関係の悪化を恐れる傾向が軍部や外務省では強かつたが、間もなく、重光は佐藤案の採用を、守島に告げた。⁽¹⁵⁾

重光は一九三六七八年駐ソ大使を勤め、ソ連の共産主義には、「赤色帝国主義」として強固に反対の姿勢をとつていたが、利を見るに敏なソ連の現実主義外交を知悉していた。佐藤をはじめとする在外機関からの情報で、ソ連の国力が強化していることを認識していた彼は、譲歩を覚悟してソ連との協調をすすめることにした。それは、中国問題の解決に迫られてのことだった。彼は、本来、日中戦争には反対だった。といつても、満州の獲得は支持

するのだが、近衛政府の日中戦争拡大には、英米を敵にまわすリスクの方を重視していた。ところが、東条政府への入閣後は、「大東亜の解放」に傾むき、日中戦争の勝利を最優先させるようになつた。⁽¹⁸⁾この後、彼の対中国政策は再転するのだが、後述するように、そこでも対ソ協調外交のカードが使われることになる。

さて、佐藤提案が具体化されるのは、ドイツとの関係をめぐり意見調整に手間どったせいか、六月一九日の連絡会議まで引きのばされた。そこで『当面ノ対ソ施策ニ関スル件』が決定され、「日ソ間の静謐保持」と同時に、北樺太石油及石炭利権のソ連への有償譲渡がはじめて提起された。すでに、佐藤は六月四日、モロトフ外務人民委員と会見し、利権譲渡と漁業条約締結のための交渉を申し入れ、承諾を得ていた。

これで日ソ交渉が軌道に乗るかにみえたが、日本海軍が、米国からの援助物資を積みこんだソ連船三隻を拿捕する、という事件のために、交渉は中断した。ソ連は船が釈放されない限り、交渉には応じないと表明した。十一月やつと、軍令部は船を釈放することになった。

日ソ交渉は十一月一五日再開し、翌四四年三月三〇日、日ソ漁業条約延長議定書と北樺太利権移譲議定書が締結された。石油不足が深刻になつた時点での石油の利権放棄（年間五千トンの供給は保障されたが）や、漁業条約での漁区の割り当て縮少と報償金の引上げは、日本側の予想を上回る譲歩であった。⁽¹⁹⁾批准が困難視されていた枢密院で可決され、「大成功」という評価まで出るほど、「全く思いがけなく評判は非常によく……これが一年も前の

ことであればとうてい軍部や政界で受け入れるはずはなく、枢密院でもさんざんにたたかれた問題であつたと考えられるが、戦争の悪化がここまで変化をもたらした⁽²¹⁾と、佐藤は、安堵とも嘆息ともつかぬ感慨をもらしている。たしかに、戦局は枢軸側に不利に変り、日本はマーシャル群島を失い、イタリアは敗北していた。ソ連は、レニングラードのドイツ軍による九〇〇日の包囲を解く寸前にあり、クリミアまで南部のドイツ軍を追いつめていた。

ところで、そのイタリアの敗北直後、利権交渉が中断していた九月に、重光は佐藤に、ソ連への特使派遣の申し入れを訓電した。しかし、モロトフは、その特使がモスクワからヨーロッパに往復する計画を知り、その目的が独ソ和平を意図しているとして、拒否した。たしかにソ連の疑惑通り、九月三〇日の午前会議で、重光は、

「イタリア政変後の今日、独ソ和平実現するに至り、ソ連が地中海、小アジア方面に進出するを得せしめる策がよい。」⁽²²⁾

と、発言している。これは、戦前の「ソ連の枢軸導入」の焼き直しである。重光は、『手記』で見る限り、八月一五日、利権・漁業条約交渉の促進と、できればシベリアの中立（佐藤提案の）に当たる）の保障のために、特使派遣を考えついた。それは中国問題を四三年中に解決したいため、急を要するものだった。それが、なぜ、独ソ和平に飛躍したのか、不明である。⁽²³⁾推測の手がかりとして、陸・海両軍から、当時、戦略物資の交換をソ連に申し入れよ、という要請があつた事実をあげることができる。日本からズ、生ゴムを供与する代りに、ソ連から白金、銅、マンガンを得

たい、という申し入れだったが、ソ連は拒否した。これでみると、軍部からの突き上げが、対ソ外交の積極化——特使派遣——独ソ和平へとエスカレートさせたのではないだろうか。

一方、ソ連駐在の外交官たちは、ソ連の長期戦維持の可能性を、確信するようになっていた。四三年八月に、疎開先のクイブイシェフからモスクワに帰った日本大使館の人々は、モスクワの被災状況がそれほど破壊的なものではない、という印象を受けた。「食糧、衣料もそれほど困っているようではないし、餓死するような状況ではなかった」⁽²⁴⁾。また「クイブイシェフでもモスクワでも、オペラ、音楽、芝居など毎日上演され、観客も多かつた」⁽²⁵⁾。こうした銃後の生活から、彼らはソ連が、対独和平に応じるとは思えなかつた。特に佐藤は、その感が強かつた。

重光の訓令で再度、四四年四月八日、特使派遣の申し入れを、佐藤は行つたが、趣旨があいまいという理由で、ソ連は拒否した。その回答を予想していたであろう佐藤は、特使派遣について、乗り気でなかつた。⁽²⁶⁾漁業条約や利権など、具体的な問題ではソ連は交渉に応じるが、目的のはつきりせぬ特使派遣ではソ連は話に乗らないことを、交渉経験から彼は熟知していた。また、ソ連が有利な地歩を占めている状況では、多大の譲歩を迫られて却て足元をすくわれる、と考えていた。

独ソ和平の非現実性は、四三年五月のスターリンの指令を見てても、疑いがなかつた。それは「ヒトラー軍の完全な粉碎とヒトラードイツの無条件降伏が、ヨーロッパを平和に導くことは明らかではないか？」⁽²⁷⁾と断言して、「ファシスト陣営が平和についてお

しゃべりするのは彼らが重大な危険にあつてゐる時のみである」とも云つてゐる。特使派遣を拒否したのも、これに基づいていた。

ところで、ソ連の対日参戦は、特使派遣申し入れの一ヶ月後、十月三〇日、英米ソ・モスクワ外相会議の最終日の晩さん会で、スターリンが、アメリカ国務長官ハルに、その意向をもらしたのが非公式にせよ最初である。それ以前に外相会議の準備のために十月中旬からモロトフなどと会談していた、アメリカ駐ソ大使ハリマンも対日戦について小耳にはさんでいた。したがつて、スターリンの発言は、突然出てきたものではなく、人民委員会議(ソ連政府)⁽²⁸⁾で充分検討されていたことを、筆者は以前、書いたことがある。⁽²⁹⁾そのときは、なぜこの時期に、対日参戦が企図されたのか不明であったが、時期的に日本の特使派遣申し入れと符号する。そして、スターリンの指令の内容からみて、和平を云いだした日本の危機感を察知し、それに乗じての対日参戦を着想したのではないだろうか。日本は、特使派遣、戦略物資交換というアドバルーンをあげることによつて、日本及び枢軸の弱さを露呈してしまつた。だから、佐藤は、中立条約の枠内での現状維持を最善策としていたのだろう。対ソ関係の改善といつても、佐藤ら現地外交官と、重光らの外務省や軍部とは、発想において異つていた。重光は、利があれば必ずソ連は乗つてくると確信しており、ファシズムへのソ連の敵意を、資本主義への一般的階級意識と同一視していた。

こうして、この時期の対ソ協調政策は、駐ソ大使館のイニシア

ティヴィにより利権・漁業条約問題を解決したが、独ソ和平を意図した特使派遣や、軍の主導による戦略物資の交換の要請によつて、ソ連の対日政策を、中立維持路線から参戦への志向に転換させる糸口となつたのである。

二、日中戦争の終結を目的とした和平工作

四四年七月、サイパン陥落の責任をとつて退陣した東条内閣に代り、二〇日、朝鮮総督小磯国昭に、天皇から組閣の令がおりた。その中には、「大東亜戦争の目的完遂に努むべし。尚ソヴェトロシアを刺激せざるよう着意するを要す」⁽³⁰⁾とあつた。

対ソ政策については、小磯は、以前から「中立条約一本やり」の佐藤大使にあきたらず、彼を更迭して、久原房之助を後任に据えることを考えていた。⁽³¹⁾

これに対して、外相に留任した重光は、小磯と同じく対ソ外交の積極化を意図しながらも、軍部の外交への介入に強く反対していた。彼は、佐藤の更迭ではなく、別の外交代表を特別に派遣して補強しようとした。候補には、元首相でもあり駐ソ大使でもあった広田弘毅を彼は考えていた。重光は、この時点ではつきりとドイツの敗北を予想していた。彼は、木戸内府と國際情勢について頻繁に意見を交わしていたが、ドイツの前途について二人の意見は共通していた。四四年一月三一日の日記で、木戸は、「もし万一年内に独乙の崩壊を見るが如きあらんか……終結の手を考える。時期は独乙の崩壊と同時とせず、而かも米英蘇が一

致して日本に当らざる以前……。方法は蘇をして仲介せしむ」⁽³²⁾と記している。内府としての木戸の見解は、当然天皇に影響を与える。すなわち、重光の意見は、天皇との直接の会見や御前会議だけでなく、木戸を通じても天皇に伝えられるわけである。その効果は間もなくあらわれた。

新内閣の内外方針を検討すべく、八月一九日に開かれた最高戦争指導会議(連絡会議に代わつて設置された)⁽³³⁾、「御前会議」で『今後採ルベキ戦争指導ノ大綱』が決定された。それには、対ソ政策について三段階の具体策が講じられている。

「イ「ソ」ニ対シテハ中立関係ヲ維持シ更ニ国交ノ好転ヲ図ル
尚ホ速カニ独「ソ」間ノ和平実現ニ努ム

ロ 重慶ニ対シテハ速カニ統制アル政治工作ヲ發動シ支那問題ノ解決ヲ図ル
之カ為極力「ソ」ノ利用ニ努ム

ハ 独ニ対シテハ緊密ナル連絡ノ下ニ共同戦争完遂ニ邁進セシ
ムル為凡有手段ヲ講ス 但シ日「ソ」戦ヲ惹起スルコトナシ
萬一独カ崩壊若クハ単独和平ヲ為ス場合ニ於テハ機ヲ失セス
「ソ」ヲ利用シテ情勢ノ好転ニ努ム⁽³⁴⁾

これで見るよう、ドイツが戦争を続行するか否かにかかわりなく、日中戦争解決のために、ソ連の仲介をはかることが決められた。これまでのよう、ソ連の中国援助を阻止し、ソ連を中国から隔離する政策から一步も二歩も出るものだつた。そのため特使をソ連に派遣することが、この会議で決定した。

この特使派遣を先に云い出したのは、実は重光ではなく、軍部

だつた。⁽³⁵⁾指導會議に先立つて、八日に作成された省部主務者案には、秋頃を日途として、重慶（延安を含む）との終戦をソ連に斡旋させること、そのために特使をソ連に派遣させる（遅くとも八月下旬には）こと、が明記されていた。しかも、対ソ交渉で讓歩しうる範囲まで指示されていた。それは、防共協定廢棄、南樺太の讓渡、満州北半の讓渡などであったが、さらに、

「重慶地区ハ全面的ニ「ソ」ノ勢力圏トシ爾他ノ支那ニ於ケル我カ占領地域（現国民政府治下の地域）ハ日「ソ」勢力の混淆地帯トス

此ノ際汪、蔣、共合作促進ニ努メ蔣應セサル場合ニ於テハ中共ヲ支援シテ重慶ニ代位セシムルコトヲ認ム」⁽³⁶⁾（傍点筆者）

とあつた。これは、中国での共産主義政権をも承認するものである。いうまでもなく、それは蔣介石を脅す手段であつて、共産党そのものを認めているわけではない。しかし、ソ連に仲介を頼み、中国問題を解決するということは、中国共産党を抱きこんだソ連と、中国を分割する意図であり、明らかに、一九三九年のソ連不可侵条約を手本としている。反ファシズムのヨーロッパ集団安全保障を引きのばしていた英仏にしごれをきらして、ドイツとの提携を選択せざるを得なかつたソ連の三九年の事情と、そのドイツに三年間躊躇された後の四四年の情勢との相違は、ここでは抜け落ちている。

「世界赤化思想」の共産主義を嫌っていた重光は、本来の立場からすればこの軍部案に疑問を抱いた筈である。しかし、彼はむしろ積極的にこれをすすめたのである。

彼は、ソ連の動向を探るべく守島公使に帰朝命令を出し、九月三日に守島と会見した。守島は、ソ連と米英との連携が強化していること、先述の戦略物資交換の話にソ連は全く関心を寄せなかつたことなど話した。しかしこれは、翌日の最高戦争指導會議（以下、最高會議と略）には反映されなかつた。重光は、中立条約の確認だけでなく、不侵略条約さらに善隣友好条約の締結の可能性について述べている。彼は會議が終わると守島を呼び、特使派遣をソ連に申し入れるよう命じた、佐藤あての電文を見せた。驚く守島に重光は、交渉事項は今後相談する、として、特使派遣に天皇も承諾していることを告げた。守島は、「大臣の態度の中に悲壯というか、やぶれかぶれというか異常なものを感じた。重光氏は絶体絶命のところだな、もし重光氏が広田派遣に反対すれば……彼及び佐藤大使の退陣をよぎなくされるのだ。……私は『佐藤さんにむりにもやつてもらおうじゃありませんか』」と、こたえた⁽³⁷⁾、と述べている。

おそらく重光は、それまでの佐藤の反応からみて、同じ立場の守島が特使派遣に反対すると思ったにちがいない。守島が重光の「悲壯な」態度に押されて、賛成してくれたので、意を強くして、佐藤にその訓電を送つた。同時に、対ソ交渉の際の讓歩限度案を外務省に作らせ、九月一五日の最高會議に、『対ソ施策ニ関連スル帝国ノ対ソ讓歩ノ限度腹案』として提起した。それは、次の様な内容だつた。

「ソ連ヨリ提起サレルト予想サレル要求

1、津軽海峡ノ通行容認 2、日ソ基本条約ノ改訂廢棄 3、

- 漁業権廃棄 4、北満鉄道ノ譲渡 5、満州、内蒙古、支那ソノ
他ノ大東亜圏ニオケルソ連ノ平和的活動ノ容認 6、満州ノソ連
勢力圏ノ承認 7、内蒙古ニオケルソ連勢力範囲ノ承認 8、防
共協定ノ廃棄 9、三国条約、三国協定ノ廃棄 10、南樺太ノ譲
渡 11、北千島ノ譲渡
- 一、ソ連ノ中立維持、日ソ国交好転ニ資スルヨウナ了解ニ達シ
タ場合
- 4、6、7、9、10、11ヲ除キ承認スル
- 二、独ソ和平実現ノ場合
- 10、11ヲ除キ承認スル
- 三、ソ連ノ仲介ニヨル日蔵和平ノ実現ノ場合
- 11ヲ除キ承認スル
- 四、ドイツノ崩壊又ハ単独和平ノ場合、ソ連ニオイテ一般和平
ヲ斡旋シ、実現シタ場合
- 全テ承認スル
- 五、ソ連ノ対日態度悪化シ、ソ連ノ対日戦ヲ回避セントスル場
合
- 全テ承認スル⁽³⁸⁾

これは、七日の省部主務者案（千島については、四、五の場合、
承認ではなく、考慮となつていた）を超えるものだつた。このこ
とから、特使派遣による対ソ和平工作が、軍部に压されて外務省
が没々行うような印象を、守島は重光の話しぶりから受けたのだ
が、軍部の案に乗つた外務省の方が實際は、先を行つていた、と
思われる。⁽³⁹⁾

しかし、モスクワでは、佐藤が特使派遣をモロトフ外務人民委
員に、一六日申し入れたが、派遣目的があいまい、という理由で、
あつさり拒否された。また中国問題についても、モロトフは、
「支那ノ内部問題ニ対シテ干渉ヲ欲セズ又最近ニ於テモ重慶ニ対
スル蘇聯ノ関係ニ於テ何等変化ナク從前通ノ関係ニアリ」⁽⁴⁰⁾と述べ
て、終戦の仲介に応ずる気配はなかつた。

かくて八月はじめに盛りあがつた特使派遣の動きは、九月二八
日の最高会議では消え、ドイツ崩壊の場合もソ連の対日中立の維
持、といふ以前の方針にもどつた。小磯は、もう一度、ソ連に申
し入れることを重光にすすめたが、「逆効果だから」と反対され
た。⁽⁴¹⁾

公式の会議では特使派遣は打ちきりとなつたが、日ソ関係の強
化の方針は変らなかつた。サイパン陥落後、十一月六日、スターリ
ンが日本を侵略国と規定し、ソ連の中立維持路線が疑わしくなつ
た後、重光は佐藤に、「国共妥協ノ下ニ日ソ支間ニ安全保障条約を
締結スル」⁽⁴²⁾ようソ連との合意をはかるように訓令を発している。

しかし佐藤は、日本の軍事的劣勢の中で、対ソ提携のために、
何らかの譲歩を行うことは、「利益ヲ提供スレバスル程彼ハ我ヲ
見縊り、態度一層強硬トナルベク、結局ハ敵ニ侮ラレ世界ノ物笑
トナル丈ケニシテ何等目的ヲ達シ得ザルベシ」と反対してきた。
さらに重光は、安全保障を目的とした日ソ条約のための交渉を促
したが、佐藤は中立保持が最善である、という立場を変えなかつ
た。

二人の対立は、中国共産党をめぐり、特に激しいものがあつ

た。佐藤は、ソ連との協力のため「容共」政策をとるならば、共産主義を排除している日本の国体と矛盾し、ひいては、国体の変更が迫られる、と反対した。天皇崇拜者の佐藤は、それが外交技術を超えた体制上の問題であると、とらえていた。

一方、同じように天皇制に忠実な重光は、「支那ニ於テハ現在事實上共産党跋扈シ居リ、帝国トシテハ實際問題トシテハ之ヲ黙認（或意味ニ於テ容共的政策）セザルヲ得ザル立場ニアル」⁽⁴⁴⁾としているが、これでは佐藤を説得することはできないだろう。

重光には、ソ連との協力を推進するからには、中国共産党への妥協も戦術として必要だった。中国との戦争を終結することが第一義であり、そのために仲介をたのむソ連には、相当の譲歩を覚悟せねばならず（この点では佐藤と共通の認識に立っている）。中國共産党の承認も外交技術の一つであった。体制との矛盾とは考えなかった。たしかに、中国共産党の外交上の承認は、天皇制の国体に変更をもたらさずとも、可能であり、論理的には重光の方が正当である。しかし、中国共産党を承認した上での中日問題の解決が、天皇制の危機につながるのではないかという佐藤の指摘は、この時点ですでに、終戦工作が国体問題にかかわるものと見透していく、鋭い。国体維持のためにソ連への過度の譲歩は危険であり、中立条約の確認にしばる、というのが彼の結論だった。佐藤と重光の論争は、十二月いっぱい続いた。⁽⁴⁵⁾この間、佐藤はモロトフに会い、中立条約の継続を希望していたが、あいまいな返事しか得られなかつた。

実は、ソ連はこの時期に、興味深い交渉を連合国、特にアメリ

カと行つてゐる。前述したようにソ連の対日参戦は、四三年十月のモスクワ外相会議で話が出て、十一月のテヘラン首脳会議で、正式に決定されている。ところがその代償については、具体的には決まらなかつた。四四年八月から、米ソ協力行動計画が、米軍事使節団との間で検討されていたが、軍事的な供給ルートを太平洋に得たいという、作戦上の要求しか、ソ連は提起していなかつた。しかし、十二月一四日、スター・リンはハリマン大使に、南樺太と千島列島の北部、⁽⁴⁶⁾中国東北部（満州）の租借を、対日戦の条件として要求してきた。⁽⁴⁷⁾この要求は、特使派遣の際の外務省案で、最大譲歩限度とされている範囲と一致している。もちろん、佐藤は、モロトフとの会談で、これらの譲渡の意図など明かしていない。正式の外交ルートでは、ソ連は知り得ないことだつた。種々の情報から判断したかもしれないし、あるいは偶然の一致かも知れない。いずれにせよ、日本の性急な交渉要請から、日本の軍事的敗北が社会経済的な危機をひきおこしていることを、ソ連は読みとつたにちがいない。そして、北千島の要求は、「クリル諸島の返還」という言葉のアヤから、南千島（エトロフ、クナシリ）を含む千島列島全体に拡大され、ヤルタ協定にいたるのである。⁽⁴⁸⁾

四五年二月のヤルタ会議で、ソ連の対日戦は、ドイツ降伏後の二、三ヶ月後と予定された。この頃には、日本の政府や軍でも中立条約継続を確信する人はきわめて少なかつた。二月一五日の最高会議で報告された『世界情勢判断』には、

「ソ」ハ本春中立条約ノ破棄ヲ通告スル公算相当大ナルモ依然

対日関係ヲ保持スヘシ。但シ帝国國力就中対「ソ」彈撃力著シク

弱化セル場合に於テハ歐州情勢ノ如何ニ拘ラス東亞ノ将来ニ対スル発言権ヲ確保センカ為対日武力戦ヲ發動スルニ至ルノ算アリ」として、中立条約不延長だけでなく、日ソ戦も予想されていた。モスクワの日本大使館でも、日ソ戦の匂いを感じている。シベリア鉄道でモスクワに来るクーリエ（本来は外務伝書使だが當時は、参謀本部から多く派遣されていた、という）から、鉄道沿線でのソ連軍の東への移動状況を聞いていたので、佐藤は、「毎日薄氷を踏む思いで暮して⁽⁵¹⁾」いた。

四月五日、佐藤と会見したモロトフは、中立条約不延長を宣言した。

同じ日、小磯内閣は、沖縄への米軍上陸の責任をとつて総辞職した。小磯が東京によんで熱心にすすめていた繆斌を通じての重慶政府との和平は、最高会議で合意が得られず、四月一日に天皇の工作中止命令がおりたばかりであった。

かくて、この時期の対ソ和平工作は日中戦争終結のために、ソ連の仲介をはかることが目的とされていたが、それは成らなかつた。そして、その手段をめぐる外相と大使との交信の中で、勢力分割や領地の譲渡で講和を得ることができるという外相に対して、国体の変更まで迫られるのではないか、という大使の危機意識が表出してきた。この意識が現実となるのは、次の、そして最後の戦時内閣であった。

四五年四月五日の重臣会議⁽⁵²⁾で首相に推挙された鈴木貫太郎が、終戦を意図して組閣したかどうかは、現在でも意見の分かれるところである。「あくまで戦争目的を遂行し、本土決戦の防衛準備を行う」という陸軍省軍務局の要求をあっさりと承認する一方で、東郷茂徳に外相就任を要請した際、終戦を前提とした入閣、という東郷の条件を鈴木は承諾した⁽⁵³⁾。こうした両側面の使い分けは、鈴木だけではなく、最高会議の構成員の全てに共通していた。しかし、その中でも、東郷外相は、終戦志向が強く、他の構成員と対立することが多かつた。では、東郷はどのような終戦を考えていたのだろうか。

四二年に外相を辞任し、野に下っている間、東郷は各国の敗戦史を研究していた。その結果、戦争收拾のためには、その仲介者として、強力な中立国であるソ連に働きかけることが最善だと考えた。イスラエルやスウェーデンのような小さい中立国では、国際情勢を左右する力がない、という判断と、もうひとつ、「駐ソ大使をしていたとき相当の印象をソ連要路者に与えていたからやれ⁽⁵⁴⁾」という自信が、東郷にはあった。また、外相就任直後、河辺參謀次長（徹底抗戦派といわれていた）、梅津、小沢軍令部次長などが相次いで東郷を訪れ、日ソ戦防止のための交渉をソ連と行うよう、要請していた。こうしたことから、「自分は戦争の継続がすでに甚だしく困難となつて来たのだから、ソ連との問題も参戦防止を通りこして、戦争終結の見地より処理すべき時期に到達せりと認めたので、軍部の希望を利用して急速和平に導くことに決意した」（傍点筆者）という。

三、日ソ戦防止と「名誉ある講和」——最終段階に おける対ソ和平工作

つまり、東郷がもともとソ連の仲介を考えていたところに、陸海軍も独自にそれを希望してきたわけで、両者の目標は別として、仲介要請という点で、両者は一致していた。その当時、「外交と同時に内交（軍との交渉）も必要だったから」⁽⁵⁶⁾、外務省にはその一致の意義は重要だった。

他方、モスクワでは、佐藤大使は、三月、本国の情勢がよく分る人物として門脇季光⁽⁵⁷⁾を参事官に迎えた。昨秋の重光外相との論争で日本の内部情勢の認識のズレを、それで埋めようとしたのであろう。しかし、中立維持にしばることに変りはなく、四月三〇日のモロトフとの会見でも、条約有効期間の中立遵守の確認を求めてている。

五月八日、ドイツは無条件降伏をして、ヨーロッパ戦は終結した。日本は、この無条件降伏を、何としても避けたかった。五月一日から三日間開かれた最高会議構成員会議（秘密保持のため構成員六者のみで開かれる、以降構成員会議と略）は、無条件降伏を避けるために、本土決戦と終戦講和の、両極の方針を審議した。論議の中心は、ソ連の対日戦防止のための対策だった。

この論議⁽⁵⁸⁾で興味深いのはソ連への働きかけを熱心に主張する人々に対して、逆に東郷は「時機おくれで期待はもてない」と、鎮静する側にまわっていることである。阿南陸相は「戦後はアメリカと対決することになるソ連は、日本を余り弱化することを好まないから、相当余裕ある交渉ができるだろう」と述べる。米内海相は「日本から軍艦をゆずつて代りに石油や飛行機をもらつたらどうだろう」という。⁽⁵⁹⁾ 鈴木は「スターリンの人柄は西郷南州と

似たところがあるようだから、和平仲介をソ連に打ちこんだらどうだろう」という。こうした楽観的すぎるソ連への期待に対しても、東郷は、世界大戦での日本の孤立、三月の東京大空襲などの情勢からみて、よほど苛酷な条件を対ソ交渉にあたつて覚悟しなければならない、と釘をさした。しかし、彼としても、ソ連を通じてしか講和は実現できない、という点では、他の構成員と一致していた。

一四日に決定した、日ソ交渉の方針で、日本側の条件は、日ソ基本条約を廃棄して日露戦争前の状況にもどし、朝鮮は日本領とし、南満州を中立地帯とする、というものだった。⁽⁶⁰⁾ これは、南樺太だけの譲渡であつて、以前の重光案に比べ、譲歩限度のかなり低いものだった。ともかく、この枠組で交渉に入ることが決まった。ソ連大使マリクに、まずソ連の意向をさぐるため、広田元首相が接触することになった。もちろん、極秘であった。

当時、ソ連大使館は、他の在日外交代表と同じく、東京を逃れて箱根の強羅にあり、たまたまそのホテルの隣が広田の友人の別荘ということで、疎開してきた広田がマリクを何気なく訪問する、という設定だった。実際は、駐ソ日本大使館の元参事官など動員され、箱根事務所をつくつて、会議の準備、治安の確認など、周到にすすめられていたのだが⁽⁶¹⁾。

六月三日、広田はマリクをホテルに訪づれ歓談したが、その雰囲気は、広田が、スターリングラードでのソ連の勝利を初めから信じていたことを告げ、マリクがその見識を賞める、など友好的だった。しかし、その後の会談は、広田側の一方的提案とマリク

の回答引きのばしに終始する。

二四日、広田は、以前の案と全く同じ物資交換を持ち出し、日ソ関係の緊密化について、「日本の海軍力が強化してソ連の陸軍力と一体となって大きな力を出せば……」⁽⁶²⁾とまでいって、もちかけたのだが、物資の引き取りが輸送上不可能だ、とマリクは片づけた。

二九日、広田は不侵略協定を提案し、その代償として、満州国の中立化、漁業権解消と石油供給の交換などをあげたが、マリクは、研究の上でモスクワに報告する、とだけ云つて、コメントをつけなかつた。

この箱根会談について、東郷はあらかじめ佐藤に知らせたが、内容はふせておいた。佐藤は、会談を悲観的に見ており、

「萬一蘇聯ニシテ我ノ弱味ニツケコミ依然態度ヲ豹変シ、我ニ対シ武力干涉ヲサエ辞セス⁽⁶³⁾トスル如キ決意ヲ示スニ至ラバ我方トシテハモハヤ如何トモナシ難シ」

という不安を示している。だから、二八日、箱根会談の詳しい経過を知らせて、広田案に対するソ連の回答を求めてほしいという訓電を、東郷が送ったとき、佐藤は、中立条約さえ延長しなかつたのに不侵略協定などソ連が結ぶはずはない、という半ば怒りの返電を送つた。この佐藤をなだめて、モロトフとの会談をせきたりする東郷も、構成員会議では、佐藤と同様の見解を述べていた。

六月八日の構成員会議御前会議で決定された『今後採ルベキ戦争指導ノ基本大綱』で、ソ連軍の極東への集結状況からみて、夏秋以降のソ連の対日戦の可能性が示され、より積極的な対ソ交渉

が期されていた。東郷は、その席上、対英米戦で不利な局面にあるとき、ソ連の参戦は「我死命ヲ制セラルル次第」⁽⁶⁴⁾であるから、中立維持に極力つとめねばならないし、中立以上に好意的な態度をとらせるることは至難のわざだ、と述べている。これは全く佐藤と同じ立場である。強力な中立国ソ連を仲介とする終戦を果たすつもりで入閣した東郷も、現実にはその壁が厚いことを知らされ、佐藤の中立保持にもどつたのである。その壁をつき抜けるには、「國体護持」の放棄も覚悟せねばならなかつた。佐藤や重光程ではないにせよ、天皇制を支持する東郷には、それはできないことだつた。

東郷の困惑は、七月一〇日の構成員会議で決定されたソ連への特使派遣によって倍加された。

今回の特使派遣は、六月八日の御前会議で木戸が天皇に、「名譽ある講和」を条件として天皇の親書を持った特使をソ連に派遣するよう、進言したことにはじまる。前述したように、重光と共にドイツの敗北を予測していた木戸は、日本の抗戦能力を見定めていた。無条件降伏を避けるためにはソ連への特使派遣、しかもそれに權威をもたらすことしかない、と考えた。天皇もこの意見にかなり傾いて、箱根会議の結果を気にして、ソ連の回答如何を鈴木にたずねている。そうした天皇の督促を受けて、特使派遣が決定されたのである。特使には近衛文麿元首相が候補にあがり、七月一二日天皇によって承認された。この日、天皇の親書をもつた近衛特使の受け入れをソ連に求めるよう、東郷は佐藤に打電した。この前日一一日に、佐藤はモロトフとやつと会見できたが、

広田提案については、慎重に研究して意見を決めたい、という返事だった。佐藤は、この返事で、ソ連が箱根会談に関心を抱いていないことを見てとった。そのため、翌一二日、東京に打電した内容は、ソ連政府の仲介による終戦には相当の決意が必要であり、「無条件降伏ニ近似スベキコト疑ノ余地ナキ所」⁽⁶⁵⁾と判断するものだった。無条件降伏に「近似する」終戦とは、国体護持を除いた降伏という意味である。

かくて、戦争の最終段階での対ソ終戦交渉は、孤立した日本の
とり得る唯一の道として選択された。目的は二つである。対日戦
を阻止することと、無条件降伏を回避し「名譽ある講和」を仲介
してもらうことである。そのどちらにも、国体護持の条件は貫徹
されていなければならず、日本の軍事力は維持されねばならなか
った。ソ連が交渉に応じるであろうという判断は、英米とソ連と
の対立が顕在化している、という軍部主流の情勢認識に根ざして
いた。たしかにその対立は存在していたが、テヘラン会談以来の
連合国一致の原則が、ともかく先行したのであり、それは駐ソ日
本大使館でも感得していた。だから、不侵略協定の提案や特使派
遣の効果には疑問を抱いており、むしろ、ソ連への譲歩を拡大す
ることによって、日本の立場を不利にして、対日戦への引き金と
なることを恐れた。それを避けるには、中立維持に徹して、「名
誉ある講和」を得なければならない。こうして「国体護持」は、
東京とモスクワの共通した最終目標となつたのである。

佐藤はそれでも、訓令に従つて、特使派遣の返事をもらつた。
め、ソ連外務人民委員部に足を運んだ。モロトフはボツダム會議に出席するため、という理由で会見しなかつた。モロトフの留守の間、ロゾフスキイ外務人民委員代理は、一九日、天皇のメッセージが何ら具体的提案を含むものではないので回答はできないだろう、と佐藤に告げた。二〇日、その旨を佐藤は東郷に打電した。ソ連を仲介とする道は閉ざされたため、なるべく早く講和を提唱するよう（連合国に）、勧めているが、「講和提唱ニ当リ國體擁護ハ我方絶対ノ要求トシテ相手方ニ強ク印象ヲ与フルヲ要スベキ」というもので、依然として国体護持を講和の条件としている。

国体護持については、特使に選ばれた近衛文麿も例外ではなかつた。対ソ交渉のたたき台として彼が非公式に作成した〔⁶⁷〕「要綱」にも、国体の護持は絶対であり、一步も譲れない、としている。ただ「最悪の場合には御譲位も亦止むを得ざるべし」としている。しかしこれも、強要されたものではなく、自発の形式をとるものとされ、国体の変更を意味するものではなかつた。

おわらに

ソ連は八月八日、日本に宣戦布告をして、九日から戦争状態に入った。七月二六日の連合国共同宣言を日本が拒否したために、連合国一致の原則に沿って参戦する、というのが理由であった。ドイツ降伏後ちょうど三ヶ月だった。この日附は五月末に、スター
ーリンから、アメリカ駐ソ大使ハリマンが聞いている。⁽⁶⁹⁾そして、七月一七日からはじまつたポツダム会談で、スターリンは日本の

特使派遣の話をトルーマンとチャーチルに知らせるのだが、それは無条件降伏をすすめる共同宣言の作業にも、ソ連の対日参戦の日程にも、そしてアメリカの原子爆弾の投下の予定にも、影響を与えたかった。ただ、この原子爆弾の実験が成功した日に、スタッキンはポツダムから、ソ連極東軍司令官ワシレフスキイに緊急の電話を入れ、「作戦の準備はどうなっているか? その期日を○日間短縮できないか?」と聞いている。⁽¹⁾ワシレフスキイは軍の集結状況や物資の供給の状況から、不可能だと答えた。もし、スタッキンがこの日に、何らかの方法で原子爆弾の実験を知り、アメリカの投下に先んじて、対日戦を開始しようとしたなら、そして、それが可能であつたなら、八月六日と九日の原子爆弾の投下を避けることができたかもしれない。いや、それよりも、七月二六日のポツダム宣言を受諾していれば、日ソ戦を防ぐことができたし、同時に、原子爆弾の投下を封じることもできた、と言うべきであろう。それを阻害したのは、「名譽ある講和」を追い求めた日本の戦争指導権力だった。

註

- (一) 外務省記録『大東亜戦争関係一件 戰争終結に關する日蘇交渉關係』(一九四四~五年) 同『箱根会談録』は外交史料館に所蔵されている。外務省編『終戦史録』全六巻(北洋社、一九七七~八年) 東郷茂徳『歴代の一面』(原書房 一九六七年) 重光葵『昭和の動乱』上・下(中央

公論社 一九五一年) 『重光葵手記』(中央公論社 一九八六年) 『木戸幸一日記』下巻(東京大学出版会 一九六七年) 『参謀本部所蔵 敗戦の記録』(原書房 一九六七年)

(2) 田中直吉「対ソ工作—太平洋戦争における日ソ交渉」

林茂「対ソ工作の展開」「両論文とも日本外交学会編『太平洋戦争終結論』(東京大学出版会 一九五八年) 所収」 細谷千博「太平洋戦争と日本の対ソ外交」「皆川淳・細谷千博編『変容する国際社会の法と政治』(有信堂 一九七一年) 所収」 油橋重遠『戦時日ソ交渉小史 一九四一~一九四五』(霞ヶ関出版 一九七四年) 安東義良「終戦外交の内幕」(『拓殖大学論集』一〇四・一〇五合併号 一九七六年) 松本俊一・安東義良監修『日本外交史25 大東亜戦争・終戦外交』(鹿島研究所出版会 一九七一年)

(3) 第一次資料としては、左記のものがある。

Внешняя политика Советского Союза в периоде

Отечественной войны. 3 томах (Москва 1946)

Переписка председателя Совета Министров СССР с президентами США и премьер-министрами Великобритании во время Великой Отечественной

войны 1941-1945гг. 2 томах (М. 1976) Советско-Американские отношения во время Великой Отечественной войны 1941-1945гг. 2 томах (М. 1984) Тегеранская Конференция руководителей трех со-

- юзных держав СССР, США и Великобритании.
- Сборник документов (М. 1978) Крымская конференция руководителей трех союзных держав-СССР, США и Великобритании. Сборник документов (М. 1979) Верлинская конференция трех союзных держав-СССР, США и Великобритании. Сборник документов (М. 1980)
- (4) 拙稿「戦前の日ソ交渉と交渉技術—交渉担当者のソアリハグに基いて—」〔ソ連外交・交渉技術調査研究委員会編『ソ連外交の交渉技術』(ソ連問題研究会一九八〇年)所収〕
- (5) 『杉山メモ 參謀本部編』下巻 (原書房 一九六七年) 四ページ。
- (6) 四一年七月一日の午前会議の決定 (『日本外交年表並主要文書』下巻 (原書房 一九六五年) 五三一～五三二ページ)
- (7) 十一月十五日の連絡会議では、対ソ戦阻止、やさらにソ連を枢軸に引き入れる期待まで示されている。
- (8) 朝から酒を飲んで、外交は開店休業だったという、彼の所業については、渡辺三樹男『ソ連特派五年』 (上海書房 一九四七年) に描かかれている。
- (9) 前掲『重光葵手記』では、佐藤は、開戦前夜「戦争に導かんとする東郷外相の態度に反抗して三度計り不愉快なる論争を行ひ、遂に物分れとなり」 (一一一～一二一ページ)、外務省顧問の職を辞していた、という。ところでは、東郷が開戦、佐藤、重光が反戦の立場とみうけられる。
- (10) 佐藤尚武『回顧八十年』 (時事通信社 一九六〇年) 三五九ページ。
- (11) 同書四六六ページ。
- (12) 坂田一郎氏 (当時ソ連駐在同盟通信記者) の証言 (一九七九年二月採録)
- (13) 守島伍郎『苦惱する駐ソ大使館』 (港出版合作社 一九五一年) 三一七ページ。
- (14) 同書二九一～四〇〇ページ。
- (15) 日ソ中立条約の交渉で、中立保障の代償として、北樺太の利権の解消を条約に明記することをソ連は強く主張していたが、日本が拒否したため、スターリンの発意で、条約本文以外の松岡モロトフ往復半公信の中に「北樺太ニ於ケル利権ノ整理ニ関スル問題ヲ數ヶ月以内ニ解決スル様和解及相互融和ノ精神ヲ以テ努力スベキコト……」 (『日本外交年表並主要文書』下巻五九一～六〇〇ページ) が記すことで、合意が成立した。
- (16) この日附について、守島は「十一月二十七日」と記しているが (守島、前掲書五六九ページ)、重光の就任していない時期で、思い違いをしている。重光の手記には記されていない。
- (17) 重光のソ連観は、前掲書『重光葵手記』一一六～一一七ページによくあらわれている。
- (18) 主戦論者として彼が批判していた東郷は「大東亜」政策

に疑問を抱いて東条内閣の外相を辞任したのに対し、開戦に反対していた彼が、東条内閣に外相として入閣し、「大東亜」戦争を遂行する。軍の政治介入に反対し、親英米外交を本質的には志向していた点で共通する二人の、この逆転は、資質の相違（重光には自己顯示的な面があり、東郷は正濁併せ呑むところもある）だけからでは説明がつかない、重要な問題であるように思われる。

- (19) 条約本文は『日本外交年表並主要文書』下巻五九五～六〇ページにある。また交渉経過については、油橋重遠「日ソ漁業条約交渉史」〔西春彦編『日本外交史15 日ソ国交問題一九一七～一九四五〕（鹿島研究所出版会 一九七〇年）所収〕及び、同『戦時日ソ交渉小史一九四一～一九四五』が詳しい。
- (20) 深井英五『枢密院重要決議覚書』（岩波書店 一九五三年）三七一ページ。
- (21) 佐藤、前掲書四七二ページ。
- (22) 松本俊一、安東義良監修『日本外交史25 大東亜戦争・終戦外交』四八ページ。
- (23) 重光は『手記』にも、自著『昭和の動乱』下（中央公論社 一九五二年）にもこれについて触れていない。
- (24) 河崎一郎氏（当時一等書記官）の証言（一九七九年六月採録）
- (25) 前出の坂田氏の証言
- (26) 「『重光がいうから』といって、佐藤さんは仕方ないよう

に、交渉にでかけた」という油橋重遠氏（当時二等書記官）の証言がある（一九七九年一月採録）。

- (27) В. Л. Исаэлян, Дипломатия в годы войны (1941-1945) (M. 1985) стр. 177.
- (28) Там же.

- (29) 拙稿「ソ連の対日参戦と千島列島占領の過程」『共産主義と国際政治』第五巻・第三号（一九八〇年）七ページ。
- (30) 小磯国昭『葛山鴻爪』（中央公論社 一九六四年）七八三ページ。

(31) 「佐藤は正直勤勉、歐州通で立派な人であるだけで、悪らの諂ひ詐なソ連には不向きであるので、私はかねてからスタークリン首相とも面接した経験のある久原房之助を適任と考えていた。朝鮮総督時代にも久原に、『駐ソ大使にでも行つたらどうですか？』といったら、『行けといえばいつでも行くよ。』といった」（同書七九七ページ）。佐藤の更迭については、小磯らの軍とつながりの深い勢力だけではなく、外務省あたりにもその声があつたらしい。重光の『手記』では、東郷も広田も、更迭を欲していたという（同書四八一ページ）が、この部分は四五年四月三〇日の記述なので東郷へのライバル意識が多分に見られるため眞偽のほどは分らない。また、彼が広田を特使に起用することを考えた事実からも、合意のいかぬ記述である。

- (32) 『木丘幸一日記』下巻（東京大学出版会 一九六六年）一〇八四ページ。

- (33) 首相、陸相、海相、外相、参謀総長、軍令部総長がその構成員で、隨時、参謀次長、軍令部次長、国務大臣が出席できる。
- (34) 『日本外交年表並主要文書』下巻六〇四ページ。
- (35) 重光葵『昭和の動乱』下二四二ページ。守島は「特使派遣の主唱者は参謀本部であつて、陸軍省の方は必ずしも同意見ではなかつたが、性格の弱い杉山陸相が梅津参謀総長に引きずられた。それに小磯首相もひきずられた。」(守島 前掲書 八二ページ)と分析している。
- (36) 『参謀本部所蔵 敗戦の記録』三八ページ。
- (37) 守島 前掲書 七八ページ。
- (38) 『日本外交史25 大東亜戦争 終戦外交』五六・七ページ。
- (39) 重光が得た情報に、マリク駐日大使が小磯内閣の政策について、「ファッショ的色彩払拭され、ソ連に対し益々接近すると同時に米英と外交折衝を行おう」としている、と云つてゐるのを好意的に受けとめた電文がある(外務省記録『大東亜戦争関係一件、戦争に関する日蘇交渉関係』第一巻四四年九月二〇日 宮川ハルビン総領事発 重光外務大臣あて 八八号)。これはマリクの個人的意見かどうか分らぬし、外交的煙幕ともとれるが、重光としては、特使派遣へのソ連の好ましい反応とみえたのではないだろうか。
- (40) 同記録 四四年九月一七日 佐藤大使発 重光外務大臣
- (41) 小磯 前掲書 八〇〇ページ。
あて 一九一一号
- (42) 外務省記録 四四年十一月七日 重光外務大臣発 佐藤大使あて 一六〇一号
- (43) 同記録 四四年十一月一七日 佐藤大使発 重光外務大臣あて 一四一八号
- (44) 同記録 四四年十二月一二日 重光外務大臣発 佐藤大使あて
使あて
- (45) この論争については外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下巻(原書房 一九七〇年)で、交信電文を掲載して紹介している。同書六四七・五八ページ。
- (46) 四一年四月一二日に調印された日ソ中立条約は、批准終了日から五年の有効期限をもつものだが、第三条で、いざれが一方が期間満了の一年前に条約の廃棄を通告しないときには、自動的に五年延長される、ことになっている。
- (47) この会談を含め、ソ連の千島列島の領有が対日戦の条件となつた経過については、拙稿 前掲「ソ連の対日参戦と千島列島占領の過程」を参照されたい。
- (48) 同 一一・三ページ。
- (49) 『敗戦の記録』一二三一ページ。
- (50) 油橋氏証言。
- (51) 佐藤 前掲書 四六六ページ。
- (52) 『木戸幸一日記』下巻 一一八八・九四ページに、この会議の様子が伺える。

- (53) 永井八洋 陸軍省軍務局軍務課長の証言〔『昭和史の天皇7』(読売新聞社 一九六九年)〕二二〇ページ。
- (54) 終戦の時期については両者の意見は異つており、東郷は、戦争継続は困難なので一日も早く終戦した方がよい、としたのに對し、鈴木は、状況によつては一、三年続けられる、と答えた、と東郷は述べている(『終戦史録』第1巻一七九ページ)。
- (55) 東郷 前掲書 三三一八ページ。
- (56) 『昭和史の天皇7』三九四ページ。
- (57) 門脇氏の証言「政務局第一課長として、最高戦争指導會議の事務局に出席していたため、軍部の動きもよく分つていた」(一九七九年二月採録)。
- (58) 東郷 前掲書 二二二一～二二二二ページによる。
- (59) 実際に海軍軍務局第二課長は、局長、海相の了解を得て、五月下旬、外務省には知らせずソ連大使館に行き、戦艦巡洋艦などを燃料つきで飛行機と交換することを申し出たが、回答は得られなかつた(『昭和史の天皇7』二二八四二五ページ)。
- (60) 『日本外交年表並主要文書』下巻 六一一ページ。
- (61) 野口芳雄氏(当時通訳官)の証言(一九七九年五月採録)。
- (62) 『箱根会談録』(外交史料館所蔵)。
- (63) 外務省記録 四五年六月八日 佐藤大使発東郷外務大臣あて。
- (64) 『日本外交年表並主要文書』下巻 六一五ページ。
- (65) 外務省記録 四五年七月二二日佐藤大使発 東郷外務大臣あて
- (66) 同記録 四五年七月二十日佐藤大使発 東郷外務大臣あて
- (67) 一人で作成したのではなく、友人の酒井鑑次と共同で作つた、という。矢部貞治編著『近衛文麿』(弘文堂 一九五一年)五五七ページ。
- (68) 同書 五六二一ページ。
- (69) W. A. Harriman and Elie Abel, *Special Envoy to Churchill and Stalin 1941-1946* (N. Y. 1975) p. 452.
- (70) 七月十六日 米国の大・メキシコ州での実験が成功したことを、ルーマンはポツダムに着いてから聞いた。
- (71) А. М. Васильевский, Дело всей жизни (M. 1978) str. 515.